



### ◆保険税の軽減措置があります！

勤めていた会社の倒産や解雇など、事業主の都合によって離職した人を『非自発的失業者』といいます。離職した人が、在職中と同程度の負担で国保に加入できるように、平成22年4月から保険税の軽減策がとられています。

#### Q. 対象者は？

- A. ① 65歳未満で、倒産や解雇等の理由により離職された雇用保険の特定受給資格者
- ② 65歳未満で、雇用契約が更新されない等の理由により離職された雇用保険の特定理由離職者として、失業等の給付を受ける方。

#### 【要件】

※特定受給資格者および特定理由離職者とは、雇用保険受給資格者証（ハローワーク発行書類）の離職理由コードが『11・12・21・22・23・31・32・33・34』のいずれかにあたる方です。

雇用保険受給資格者証を持っていない方は該当にはなりません。

※収入が65万円以上ある方で、21年3月31日以降に離職した方が対象です。

#### Q. 軽減される額は？

- A. 保険税は、前年の所得などによって決まりますが、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を決めます。

例 離職したのは世帯主で、世帯主の前年の年収を500万とした場合の目安（夫婦、子ども一人世帯）  
 軽減前→34.7万円（年額）                      軽減後→14.8万円（年額）

#### Q. 軽減される期間は？

- A. 離職した日の翌日から翌年度末までの期間

例 離職日 H23.3.31 →軽減期間 H23.4～H25.3

離職日 H23.12.10 →軽減期間 H23.12～H25.3

#### Q. 申請の仕方は？

- A. 非自発的失業者に該当する方は、次の書類を持って、保健福祉課国民健康保険係まで手続きに来てください。

◎雇用保険受給資格者証（ハローワークが発行する書類） ◎国民健康保険証 ◎世帯主の印鑑

### ◆『ジェネリック医薬品』を利用しましょう！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、特許期間の過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ成分をもった低価格な処方薬です。新薬と比べ安価で（新薬の開発でかかる研究開発費相当分が抑えられるため）、医療費の節約に役立ちます。（新薬と比べると2割から7割程度の価格で買えます！）

ジェネリック医薬品を希望する場合は、診察を受ける医師や調剤してもらおう調剤師に相談しましょう。

※すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではないので、変更できないこともあります。

#### 大崎町の医療費

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成23年7月	4,753人	314人	5,067人
	平成22年7月	4,927人	260人	5,187人
医療費総額	平成23年7月	146,801,844円	7,653,343円	154,455,187円
	平成22年7月	149,406,513円	7,661,542円	157,068,055円

区分	診療年月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成23年7月	30,886円	27,374円	30,483円
	平成22年7月	30,324円	29,467円	30,281円